

(平成24年12月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を27万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 10 日

年金事務所に夫の厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について賞与の記録が無い旨の回答を受けた。しかし、夫は申立期間の賞与を支給されたはずなので、記録を追加してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA社の経理事務担当者（以下「担当者」という。）から提出された平成16年度夏期手当支給一覧表及び同僚から提出された賞与支給明細書（以下「明細書」という。）の記載内容から、申立期間において申立人に賞与が支給されていたものと認められる。

また、i) 担当者は、申立人の申立期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除していたと思うとしていること、ii) 明細書において、支給された賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと推認できる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、平成16年度夏期手当支給一覧表において確認できる賞与額の記録から、27万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主から回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 6 月から 48 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 6 月から 48 年 2 月まで

年金事務所に年金記録を照会したところ、昭和 47 年 6 月から 48 年 2 月までの国民年金保険料が未納となっていた。申立期間については、47 年頃、私は学生であったため、父親が国民年金の加入手続を行い、保険料についても父親が納付していたはずである。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続について、昭和 47 年頃、自分は学生であったため、その父親が手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号よりも前に同記号番号が払い出されている任意加入者の被保険者資格取得日が 49 年 1 月 26 日であることから、申立人の国民年金の加入手続が行われたのはこれ以降であると考えられ、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の所持する国民年金手帳及び A 市区町村（現在は、B 市区町村）の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人は、20 歳の誕生日の前日である昭和 47 年 * 月 * 日付けで国民年金の被保険者資格を取得し、厚生年金保険の被保険者資格を取得した 48 年 3 月 26 日付けで国民年金の被保険者資格を喪失している旨の記載が確認でき、これは、前述の 49 年 1 月 26 日以降の国民年金の加入手続の際に、市区町村役場において遡って資格取得した旨記載したと考えられる。しかし、当該期間（申立期間）については学生であったことによる任意加入対象期間であることから、本来遡って資格取得することができない期間であり、実際、オンライン記録では、平成 22 年 12 月 22 日に

市区町村役場の加入記録に基づいて加入記録が追加されるまで申立期間は未加入期間とされていたことが確認できる上、昭和 49 年 1 月 26 日の時点で既に申立期間については過年度となっており、過年度保険料は社会保険事務所（当時）が発行する納付書により納付することとなるが、当時は、国民年金に未加入の扱いであった申立人に社会保険事務所から過年度納付書が発行されたとは考え難い。

さらに、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとするその父親は既に他界している上、申立人自身は当該加入手続及び保険料納付に直接関与していなかったことから、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から58年5月までの期間及び62年1月から同年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年1月から58年5月まで
② 昭和62年1月から同年5月まで

年金事務所に年金記録を照会したところ、申立期間の国民年金保険料が未納となっていた。私は、昭和48年12月頃にA市区町村役場で国民年金の加入手続を行い、その後都道府県内で2度転居した際にも国民年金の住所変更手続を行っており、保険料については、毎年納付書が送られてきたので、遅れることなく月々の納付期限までに納付していた。また、52年3月のB市区町村への転居後も、送られてきた納付書により銀行で保険料を納付していたはずである。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、遅れることなく月々の納付期限までに納付していたと主張する一方、国民年金の加入手続を行ったのは昭和48年12月頃であるとしていたため、この時点で既に月々の納付期限を過ぎている同年1月から同年9月までの保険料の納付方法について尋ねたところ、「納付書により銀行で納付していたと思うが、覚えていない。」との回答であり、申立人の保険料納付に関する記憶が明確ではないなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、C市区町村の国民年金被保険者名簿により、申立人がA市区町村からC市区町村に転入した際及び同市区町村からD市区町村に転出した際に国民年金の住所変更手続を行っていたことは確認できるものの、国民年金受付

処理簿を見ると、申立人は昭和 52 年に「不在」扱いとされていることが確認できる上、D 市区町村の 59 年 5 月 10 日現在の年度別納付状況リストにおいても「不在」のままであることから、申立人は、52 年 3 月に同市区町村から B 市区町村へ転出後、少なくとも 59 年 5 月 10 日までの期間において、国民年金の住所変更手続を行っていなかったと考えられる。したがって、当該期間に係る保険料の納付書が同市区町村から発行されることは考え難く、申立期間①の大半については、保険料を納付することができなかったと考えられる。

さらに、オンライン記録により、平成元年 11 月 13 日に厚生年金保険の記録と統合されるまでは、申立期間①及び②を含む、昭和 47 年 7 月から平成元年 8 月までの 206 か月にわたる国民年金保険料は未納と記録されていたことから、当該記録と遅れることなく月々の納付期限までに納付していたとする申立人の主張とは一致しない。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な証言も得られない。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1990

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社B工場における資格取得日が昭和 43 年 2 月 1 日となっている旨の回答を受けた。
私は、昭和 43 年 1 月にA社C工場から同社B工場に異動したのであり、継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、A社C工場は、昭和 43 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社B工場が新たに適用事業所となったのは同年 2 月 1 日であることから、申立期間は両事業所とも適用事業所とはなっていない。

また、申立人と同様に昭和 43 年 1 月 1 日にA社C工場における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年 2 月 1 日に同社B工場において被保険者資格を取得したことが確認できる同僚から提出された給与明細書により、申立期間の厚生年金保険料は同年 1 月分の給与から控除されたものの、同年 2 月分の給与において返金されていることが確認できる上、給与事務を担当していた本社の経理責任者は、「B工場の全従業員について、同様の返金処理を行ったと思う。」と証言している。

さらに、申立人から提出された昭和 43 年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料を検証したところ、当該金額は、申立期間の厚生年金保険料が控除されていなかった場合の金額とおおむね一致することから、申立期間の保険料は控除されていなかったものと推認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1991

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社B工場における資格取得日が昭和 43 年 2 月 1 日となっている旨の回答を受けた。
私は、昭和 43 年 1 月にA社C工場から同社B工場に異動したのであり、継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、適用事業所の記録によれば、A社C工場は、昭和 43 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社B工場が新たに適用事業所となったのは同年 2 月 1 日であることから、申立期間は両事業所とも適用事業所とはなっていない。

また、申立人と同様に昭和 43 年 1 月 1 日にA社C工場における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年 2 月 1 日に同社B工場において被保険者資格を取得したことが確認できる同僚から提出された給与明細書により、申立期間の厚生年金保険料は同年 1 月分の給与から控除されたものの、同年 2 月分の給与において返金されていることが確認できる上、給与事務を担当していた本社の経理責任者は、「B工場の全従業員について、同様の返金処理を行ったと思う。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1992

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社B工場における資格取得日が昭和 43 年 2 月 1 日となっている旨の回答を受けた。
私は、昭和 43 年 1 月にA社C工場から同社B工場に異動したのであり、継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、適用事業所名簿の記録によれば、A社C工場は、昭和 43 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社B工場が新たに適用事業所となったのは同年 2 月 1 日であることから、申立期間は両事業所とも適用事業所とはなっていない。

また、申立人と同様に昭和 43 年 1 月 1 日にA社C工場における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年 2 月 1 日に同社B工場において被保険者資格を取得したことが確認できる同僚から提出された給与明細書により、申立期間の厚生年金保険料は同年 1 月分の給与から控除されたものの、同年 2 月分の給与において返金されていることが確認できる上、給与事務を担当していた本社の経理責任者は、「B工場の全従業員について、同様の返金処理を行ったと思う。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1993

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社B工場における資格取得日が昭和 43 年 2 月 1 日となっている旨の回答を受けた。
私は、昭和 43 年 1 月にA社C工場から同社B工場に異動したのであり、継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、適用事業所名簿の記録によれば、A社C工場は、昭和 43 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社B工場が新たに適用事業所となったのは同年 2 月 1 日であることから、申立期間は両事業所とも適用事業所とはなっていない。

また、申立人と同様に昭和 43 年 1 月 1 日にA社C工場における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年 2 月 1 日に同社B工場において被保険者資格を取得したことが確認できる同僚から提出された給与明細書により、申立期間の厚生年金保険料は同年 1 月分の給与から控除されたものの、同年 2 月分の給与において返金されていることが確認できる上、給与事務を担当していた本社の経理責任者は、「B工場の全従業員について、同様の返金処理を行ったと思う。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。